

学校いじめ防止基本方針

岡山市立中山中学校

1 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

総則 第一章

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめを重大な人権侵害としてとらえ、いじめは人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

3 いじめ防止のための方策

- (1) 毎日の学校生活の中でいじめを見過ごさない、許さない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒同士で支え合い、助け合い、認めあうことのできる集団づくりにめざす。
- (3) 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づくことができる環境づくりに努める。
- (4) いじめの早期発見のために、定期的にアンケート・教育相談を行う。また、学校と家庭が協力して生徒指導にあたる。
- (5) いじめの早期解決のために必要な情報は公開し、職員全体での共通理解を図る。また、必要な場合は、各種専門機関と連携して解決にあたる。

4 いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) 毎日の学校生活の中でいじめを見過ごさない、許さない雰囲気づくりに努める

- ① 毎朝校内をまわり、生徒の様子を見守る。
- ② 朝の会では、健康観察で生徒の様子を把握する。
- ③ チャレンジノート等で生徒との人間関係づくりに努める。
- ④ 休憩時間には生徒と関わるように努力する。
- ⑤ 給食時間には班で机をつけて食事するよう指導する。
- ⑥ 職員全体で下校指導をし、生徒の下校の様子を見守る。
- ⑦ 道徳の授業では、いじめる側、いじめられる側、傍観者の立場から事象を捉えることができるよう指導し、自己肯定感を育てるように努める。
- ⑧ 予防的生徒指導として、SEL・ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート、エンカウンター等を積極的に取り入れて学級活動を行い、対人関係などの社会的スキルの習得を目指す。
- ⑨ 非行防止教室等の実施等により、モラルを育てる指導に努める。
- ⑩ あいさつ運動の実施（生徒会・PTA主催）
- ⑪ 毎月、生活アンケートを実施し、生徒の悩みや変化に寄り添う指導を心がける。

(2) 生徒同士で支え合い、助け合い、認めあうことのできる集団づくりをめざす。

- ①すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる計画的な授業づくりをめざす。
また、グループ学習など、学び合い活動のある授業実践をする。
- ②生徒が自主的に計画・運営し、積極的に参加することのできる活動を計画する。
また、班単位、学級単位、学年単位、学校全体と、小集団から大集団まで様々な場面で協力して取り組む活動を計画する。
ア 新入生を迎える会…生徒会計画・運営
イ 京都研修(2年生)…実行委員会発足、班別自主研修
ウ 吉備の中山 WALK(1年生)…実行委員会発足
エ 修学旅行(3年生)…実行委員会発足
オ 体育祭…生徒会運営、各学年学級対抗学年種目
カ 合唱祭…実行委員会発足、クラス別でステージ発表
キ 3年生を送る会激励会…生徒会計画・運営、3年生への応援メッセージ
- ③給食・清掃などの当番活動も様子を見守り、必要ならば助言をする。

(3) 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づくことができる環境づくりに努める。

- ①命をテーマにした講演会(全学年、2学期)
- ②命を育む授業(3年生)(この数年は、性感染症などをからめた性教育を行っている)
- ③性教育出前講座(1・2年生)
- ④職場体験学習(2年生)
- ⑤保健学習、たばこの害、アルコールの害、薬物について(1年生各学期)
- ⑥ふれあい SATURDAY(全学年)

(4) いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

いじめの早期発見のために、定期的にアンケート・教育相談を行う。また、学校と家庭が協力して生徒指導にあたる。

- ①生徒対象いじめ実態把握アンケートの実施(月1回)(詳細別紙)
(必要があれば随時行う。)生活アンケートという形で長期休み明けにも実施
- ②アセスの実施(6月、10月、2月)
- ③教育相談の実施(6月、11月、2月)
- ④三者懇談の実施(6月、11月)
- ⑤学校評価アンケートの実施(生徒・保護者・教職員)(11月)

(5) いじめの早期解決のために必要な情報は公開し、職員全体での共通理解を図る。

また、必要な場合は、各種専門機関と連携して解決にあたる。

- ①いじめ問題に取り組むための校内組織
ア 生徒指導委員会
・週1回、学校内の生徒の様子について、現状や指導についての情報交換、指導方針について検討する。必要な情報については、月1回の職員会議で職員全体に報告し、共通理解を図る。
・参加メンバーは 校長、教頭、生徒指導主事、各学年生活指導担当、養護教諭、不登校担当とする。
イ いじめ防止対策委員会
・いじめの情報が得られた場合、現状や指導についての情報交換、指導方針について検討する。必要な情報については、生徒指導係が職員全体への報告を行う。
詳細な説明は学年の生活指導係が行い、今後の方針などを伝え、共通理解(情報の共有)をはかる。
・いじめ対策委員会のメンバーは生徒指導主事、教務主任、学年主任、特別支援学級主任、生徒指導係、養護教諭、不登校係長、SC、(主任児童委員、子ども相談主事、いじめ専門相談員)

②いじめ情報発生時からの対処方法

①情報入手・目撃

- ・教職員・児童生徒、保護者、地域住民、その他から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為をやめさせ指導する。

②指導・支援体制を組む

- ・いじめ防止対策委員会で指導、支援体制を組む（役割分担）

教職員への報告

関係諸機関への 報告・連携

- ・市教委
- ・学警連絡室
- ・地域子ども相談センター
- ・市こども総合相談所 等

③ - A 生徒への指導、支援を行う

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教員、家族、地域の人など）と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

③ - B 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

5 重大事態

(1) 対処

- ・学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ・学校は重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告、地方公共団体の長は必要と認めるときは上記の調査をの再調査を行うことができる。

(2) 意味

ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 30日を目安、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

*児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等にあたる。

(3) 学校対応のフロー

